

雇用保険被保険者のみなさまへ

1 雇用保険法の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】短時間労働者以外の一般被保険者 ⇒ 6ヶ月（各月14日以上）
短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間） ⇒ 12ヶ月（各月11日以上）

【新】週所定労働時間の長短にかかわらず、原則12ヶ月（各月11日以上）
※倒産・解雇などにより離職された方は、6ヶ月（各月11日以上）が必要です。

2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 10%

【新】休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 20%

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。
（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用）



3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】被保険者期間3年以上5年未満 20%（上限10万円）
被保険者期間5年以上 40%（上限20万円）

【新】被保険者期間3年以上 20%（上限10万円）
（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）



☆詳しくは、都道府県労働局職業安定部または津山公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

☎0868-22-8341

☆雇用保険法の改正の概要は、下記をごらんください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>



保健師のすこやかだより

メタボリックシンドロームを知っていますか？

メタボリックシンドロームとは・・・内臓肥満に加え「高血糖」「高血圧」「高脂血」などの危険因子を2つ以上もっている状態（内臓脂肪症候群）をいいます。

メタボリックシンドロームかどうかを知るには

腹囲を測定（へその高さで測る）
男性なら85cm以上
女性なら90cm以上

↓
腹囲測定値が上の数値以上の方で、以下の項目に2つ以上当てはまるものが診断の基準です。

- ①中性脂肪値が150mg/dl以上またはHDLコレステロール値が40mg/dl未満
- ②最高血圧が130mmHg以上、または最低血圧が85mmHg以上
- ③空腹時血糖値が110mg/dl以上

メタボリックシンドロームの予防は

- ①運動：運動で内臓肥満を解消しましょう。
 - ②食生活：栄養バランスのよい食生活を心がけましょう。
 - ③禁煙：喫煙によって血管が収縮し血圧が上昇しやすく、心臓に負担をかけやすくなります。
 - ④健診：毎年の健診を受けて体の変化を見つけましょう。
- ※生活習慣病は自覚症状がなく進行します。健診は生活習慣病を振り返るよい機会と考え、毎年受けましょう。



ポリオの予防接種を受けましょう

と き：平成19年10月12日（金）
受付時間 午後1時～午後2時30分
ところ：鏡野町保健センター
対象者：生後3ヵ月～90ヵ月未満（2回服用）

お問い合わせ：鏡野町役場保健課 ☎0868-54-2025